4　株式の政府保有（第四条関係）

政府は、常時、機構の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないこととした。

5　株式、社債及び借入金の認可等（第五条関係）

機構は、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならないこととした。

6　政府の出資（第六条関係）

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができることとした。

7　設立（第八条～第一三条関係）

機構の発起人は、機構の設立に際して総務大臣の認可を受けなければならないことその他所要の規定を整備することとした。

8　取締役等（第一四条及び第一五条関係）

機構の取締役等は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないことその他機構の取締役及び監査役について所要の規定を整備することとした。

9　海外通信・放送・郵便事業委員会

㈠　設置（第一六条関係）

機構に、海外通信・放送・郵便事業委員会（以下「委員会」という。）を置くこととした。

㈡　権限（第一七条関係）

委員会は、次に掲げる決定を行うこととした。

(1)　対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定

(2)　株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

(3)　重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

㈢　組織及び運営（第一八条及び第一九条関係）

委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織すること、委員会に委員の互選による委員長を置くこと、委員会の定足数を委員の総数の三分の二以上とすること、委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決することその他所要の規定を整備することとした。

10　定款の変更（第二二条関係）

機構の定款の変更の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととした。

11　業務の範囲（第二三条関係）

機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとすることとした。

㈠　対象事業者に対する出資

㈡　対象事業者に対する基金の拠出

㈢　対象事業者に対する資金の貸付け

㈣　対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得

㈤　対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

㈥　対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

㈦　対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募

㈧　対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣

㈨　対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言

㈩　対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密の開示

(一)　(一)に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること

(二)　保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分

(三)　債権の管理及び譲渡その他の処分

(四)　㈠から㈢までに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

(五)　対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供

(六)　㈠から(五)までに掲げる業務に附帯する業務

(七)　㈠から(六)までに掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

12　支援基準（第二四条関係）

総務大臣は、機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下「支援基準」という。）を定めるものとすること、支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならないこととした。

13　業務の実施

㈠　支援決定（第二五条関係）

機構は、対象事業支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定しなければならないこと、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならないこと、総務大臣は当該認可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならないこととした。

㈡　支援決定の撤回（第二六条関係）

機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならないこととした。

(1)　対象事業者が対象事業を行わないとき。

(2)　対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

㈢　株式等の譲渡その他の処分等（第二七条関係）

機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならないこと、平成四八年三月三一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないこととした。

14　国の援助等

㈠　国の援助等（第二八条関係）

総務大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこと、総務大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。

㈡　財政上の措置等（第二九条関係）

国は、対象事業支援その他の対象事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

15　財務及び会計（第三〇条～第三三条関係）

機構は、毎事業年度の予算を総務大臣に提出して、その認可を受けなければならないこと、機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこと、政府は、機構の債務について保証契約をすることができることその他所要の規定を整備することとした。

16　監督（第三四条～第三六条関係）

機構は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督すること、総務大臣は、5の認可等をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないことその他所要の規定を整備することとした。

17　解散等（第三七条関係）

機構は、11の㈠から㈢までに掲げる業務の完了により解散することとした。

18　雑則（第三九条関係）

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとした。

19　罰則（第四〇条～第四六条関係）

機構の取締役等につき、所要の罰則を整備することとした。

20　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第二四七号）（消費者庁）

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二六年法律第一二六号）を追加することとした。

2　この政令の施行期日及び経過措置について定めることとした。